四四　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　一八　五

四五　大韓民国産炭酸カリウムについて関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件　二五　七

四六　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する告示　二六　42　三二

四七　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六　42　三三

〇財務省、農林水産省

二　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件　一二　六

三　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　六

四　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　七

五　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　七

〇国税庁

三　国税通則法施行令第三条第二項の規定に基づき国税庁長官が同項に規定する対象者の範囲及び期日を定める件　一五　五

四　酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件　二二　三

〇文部科学省

四　文化財を登録文化財に登録する件　四　二

五　登録有形文化財の登録を抹消する件　四　八

六　登録文化財の名称を変更する件　四　八

七　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示　一二　六

八　学校給食実施基準の一部を改正する告示　一二　32　三八

九　特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準の一部を改正する告示　一二　32　三九

一〇　夜間課程を置く高等学校における学校給食実施基準の一部を改正する告示　一二　32　四〇

一一　研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示　一五　33　九六

一二　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　一六　34　一

一三　文化財を登録文化財に登録する件　二六　42　三三

一四　令和三年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件　二六　42　三六

一五　大学等連携推進法人の認定等に関する規程　二六　42　六四

一六　大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件　二六　42　六六

一九　大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件　二六　42　六六

二〇　専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示　二六　42　六六

二一　専門職大学院設置基準第六条の三第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件　二六　42　六七

二二　専門職大学院設置基準第六条の三第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件　二六　42　六七

二三　短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件　二六　42　六七

二四　短期大学設置基準第五条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件　二六　42　六七

〇文化庁

一六　三―著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　四　27　一

一七―〃　八　29　一

二六　史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　一七　九

二七　史跡を管理すべき地方公共団体を一部解除し、管理すべき地方公共団体を追加指定する件　一七　九

二八　重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を指定する件　二六　42　六七

〇厚生労働省

三一　国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が納付受託者を指定した件　一　六

三二　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件　一　六

三三　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により指定外国検査機関の事務所の名称及び所在地を変更した件　一　六

三四　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　三　26　一七

三五　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示　三　特8　二二

三六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第八十六条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品　一〇　三

三七　労働安全衛生法及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録製造時等検査機関等の事務所の名称及び所在地を変更した件　一〇　四

三八　労働安全衛生法及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録型式検定機関の名称を変更した件　一〇　四